

研究データ利活用協議会運営規則

平成 29 年 10 月 4 日研究データ利活用協議会企画委員会制定
改正 令和元年 10 月 1 日研究データ利活用協議会企画委員会
改正 令和 2 年 12 月 16 日研究データ利活用協議会企画委員会

ジャパンリンクセンター運営規則第 5 条の 3 に定める特別部会として研究データ利活用協議会（以下「RDUF」という。）を設置し、RDUF の運営等に関し、必要な事項を以下の通り定める。

（事業目的）

第 1 条 RDUF は、オープンサイエンスの実現に向けて、オープンサイエンスに関わる者が個々の組織や分野を超えた情報共有や議論を行う場を提供する。

（会員および機関会員の定義）

第 2 条 「会員」とは、RDUF の活動の趣旨に賛同し、別に定める参加規約の内容に同意し入会した者をいう。

2. 「機関会員」とは、RDUF の活動の趣旨に賛同し、参加規約の内容に同意し RDUF の活動に貢献をする企業または団体等をいう。

（企画委員会の設置およびその責務）

第 3 条 RDUF の運営を効果的かつ円滑に推進するため、研究データ利活用協議会企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員長は、委員の互選により決定する。

3. 委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定は原則として委員の多数決により行う。

（1）RDUF の運営方針に関する事項

（2）第 6 条に規定する小委員会の認定、存続期間延長および再設置の承認

（3）機関会員の入会

（4）その他、RDUF の運営にあたり必要な事項

4. 本規則に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（委員会の構成）

第 4 条 委員会は、機関会員から選出され又は推薦を受け、会員の信任を得た会員により構成される（以下「委員」という。）。

2. 機関会員が自機関に所属する会員の中から推薦した委員を「機関会員委員」とし、それ以

外の委員を「個人会員委員」とする。ただし、機関会員委員は、機関会員毎に1名とする。

3. 機関会員は、必ず機関会員委員を推薦するものとする。
4. 機関会員委員の任期は、各年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。
5. 個人会員委員の任期は、各年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年とする。引き続いての再任は1回を限度とし、その任期は1年とする。
6. 次期の委員の選任が無いまま委員の任期が満了した場合、次期の委員が選任されるまでの間、前任者が引き続き委員としての職務を執行するものとする。
7. 委員に欠員が生じた場合、委員会は前任者の意見を聞いてその補充者を選任することができる。この場合、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。
8. 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の際はその職務を代行する。

(アドバイザリーボードの設置)

第5条 委員長は、RDUFの運営に関し必要と判断した場合に限りアドバイザリーボードを設置することができる。なお、アドバイザリーボードの構成員（以下「構成員」という。）は5名以内とする。

2. 構成員は、委員長の指名によって選出され、委員会の審議を経て、委員会の下に組織される。
3. 構成員は、RDUFの長期的な運営の在り方について、年に1回程度（総会などの場において）助言を行う。また、委員会、小委員会、および部会の求めに応じて、隨時助言を行う。
4. 構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第6条 委員長は、会員をその出席者とする会合（以下「総会」という。）を年1回招集する。

2. 会員は、総会において、RDUFの運営に関して自由に意見を述べることができ、委員会はRDUFの運営方針を決定するにあたり、かかる意見を考慮する。
3. 委員会が必要と判断するときは、いつでも臨時に総会を開催することができる。
4. 本規則に定めるほか、総会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(小委員会)

第7条 会員は、RDUFに、特定のテーマにおける議論を深めるため、時限付きの小委員会の設置の提案をすることができる。

2. 小委員会の設置の提案は、委員会にて審議され、認定、再検討もしくは非認定が決定される。

(部会)

第 8 条 会員は、RDUF に対し、小委員会活動等によって得られた知見の継承および展開を長期的、継続的に行うことの目的とした、部会の設置を提案することができる。このほか、特に委員会が必要と判断する場合にはこの限りではない。

2. 部会の設置の提案は、委員会にて審議され、認定、再検討もしくは非認定が決定される。

(事務局)

第 9 条 事務局は、RDUF 運営に関し、委員会を補佐し、事務的な事項を取り扱う。

2. 事務局は、事務局になることを希望する機関会員のうち、委員会の信任を得た機関が務める。

3. 前項で事務局を希望する機関会員がない場合は、国立研究開発法人科学技術振興機構が、事務局を務める。

(本規則の改廃)

第 10 条 本規則の改廃は、委員会にて決定する。

2. 事務局は、前項に基づき本規則が改廃された場合、会員および機関会員に対しこれをウェブサイト上に掲示するなど、会員および機関会員に対して周知するための適切な手段を講じるものとする。

3. 本規則の改廃は、前項に基づく掲示より 1 ヶ月後にその効力が生じるものとする。

(附則)

本規則は、令和 3 年 2 月 1 日から効力を有する。

但し、任期制度改正に伴う移行措置として、令和 2 年度末日時点において継続して 3 年以上個人会員委員（改正時における個人会員委員に相当する委員としての期間を含む。）である者については、令和 3 年度に限り個人会員委員として再任することができる。

以上